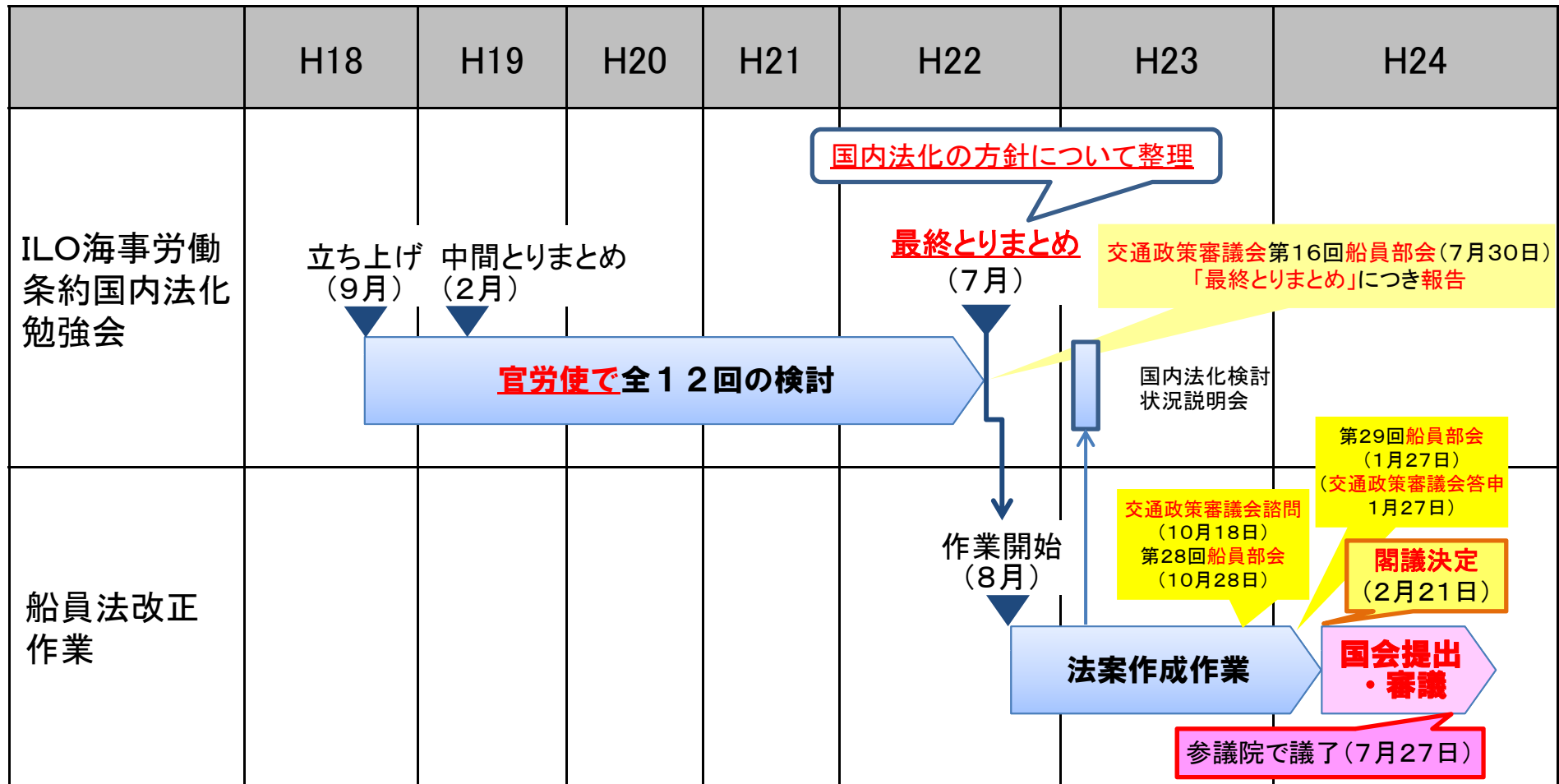


## 船員法改正の経緯

- 海上労働条約(平成18年2月採択)の国内法化を進めるため、官労使による勉強会において、国内法化の方針について検討。
- 平成22年7月、「最終とりまとめ」。同とりまとめに沿って、船員法の改正作業等の国内法化を実施。
- 交通政策審議会の諮問・答申を経て、平成24年2月、法案を閣議決定・国会提出。法案は参議院で議了したところ。



## ● 船員法の一部を改正する法律案

### 海上労働条約の概要

- ◆ これまでにILOにおいて定められた関連する条約等を整理・統合し、**グローバルスタンダードとして、船員の労働条件を改善**する
- ◆ 条約の実効性を与えるために**旗国による検査**及び**寄港国検査(ポートステートコントロール)**を導入することを目的として、**平成18年2月**採択。

### 改正船員法の概要

#### 【船員の労働条件の改善】

- ✓ 雇入契約の締結に先立つ書面による労働条件の説明義務・契約成立時の書面の交付義務
- ✓ 船内苦情処理手続の整備・当該手続を利用した船員に対する不利益取扱の禁止 等に関する法律改正を行うほか、船員の居住設備要件の改善等に係る制度改正を行う。

#### 【法定検査】(旗国による検査)

- 一定の日本籍外航船に対し、条約の要件適合性を確認するための、国等による検査の受検義務
- 検査に合格した船舶に、**海上労働証書**を交付し、船内備置を義務付け

#### 【寄港国検査】(ポートステートコントロール)

- 条約の締約国・非締約国の別を問わず、日本の港に寄港する外国籍船全てに対し、条約の要件適合性を確認するための検査を実施
- 検査の結果要件不適合が判明した際には、軽微な場合は**是正指導**、重大な違反の場合は船舶の出港差止め等の強制措置を実施

【条約の発効要件】**33%以上の商船船腹量**を有する**30ヶ国以上**の批准後1年で発効

現在、**商船船腹量 = 58%**(充足済)

**批准国数 = 28ヶ国**(1ヶ国がILOの批准手続中。近く発効要件充足の見込み。)

**条約発効時点で、我が国において本条約の批准・国内法化が図られていない場合**



条約発効時点で日本籍外航船に海上労働証書が交付できない。

締約国の港に寄港した日本籍外航船がポートステートコントロールを受け、証書の不存在・条約基準の未達成を理由とした**運航差止め**や**長期間の拘束等**、**甚大な影響**を被るおそれ

※ 国内法の改正と併せて、外務省においても、本条約の批准のための国会承認手続を予定。

## 「船員法の一部を改正する法律案」 主要改正事項

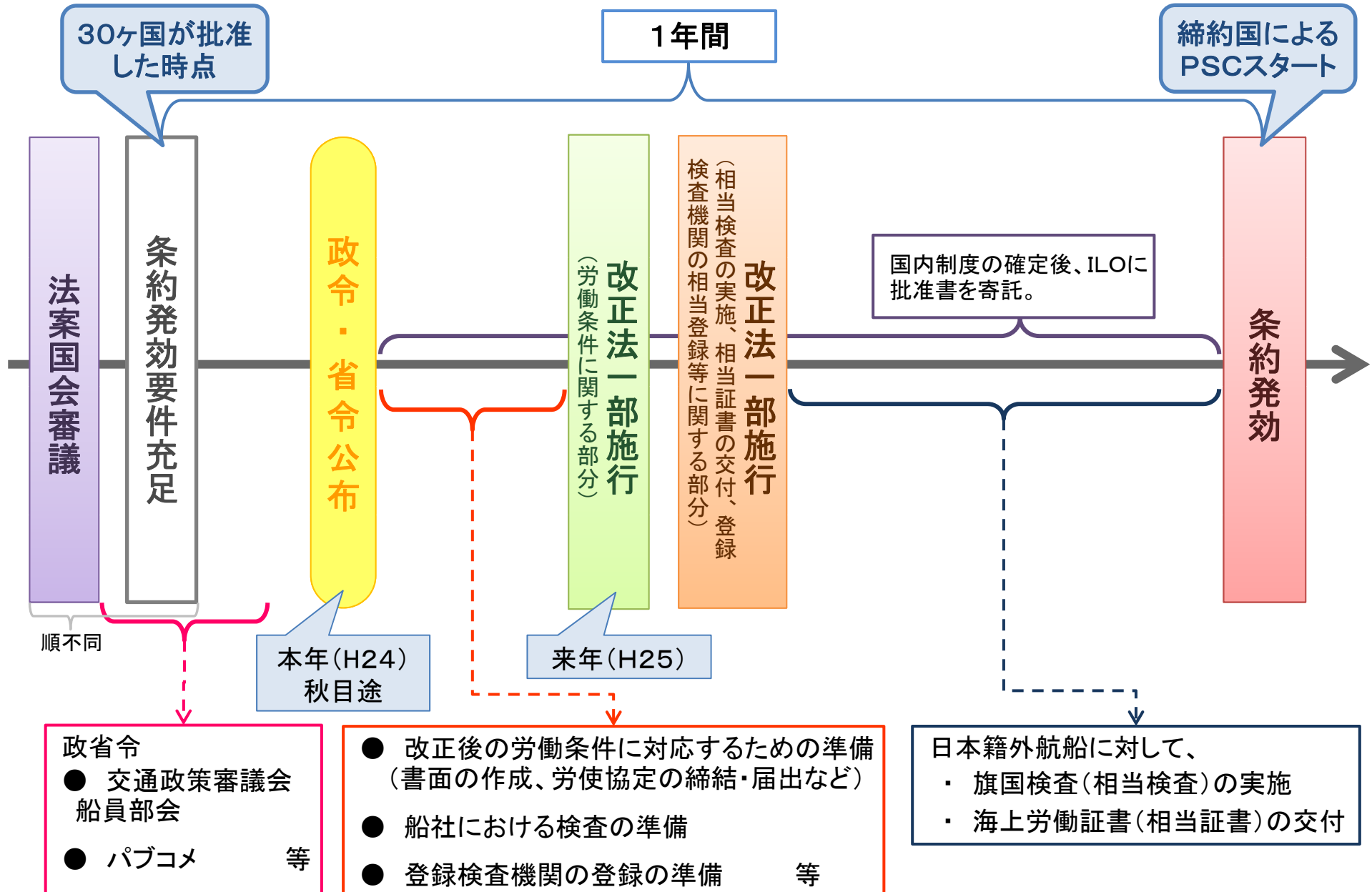
### 1. 労働条件等に関する改正

	改正項目	改正内容
【1】	雇入契約書の交付等	<p>契約締結前における書面による労働条件の説明・契約成立時等における書面の交付、契約当事者双方による契約書の保有を義務付け。</p> <p>雇入契約書の写しの船内備置を義務付け。</p>
【2】	船員職業紹介機関等を利用した船員の雇入	不適切な募集受託者・船員職業紹介機関を利用した船員の雇入を禁止。
【3】	送還・輸送方法	船員に責がある事由により雇入契約を解除した場合における船員の送還を義務付け。
【4】	給与明細書の交付	給料その他の報酬に関する事項を記載した書面の交付を義務付け。
【5】	船長等への労働時間規制等の適用	船長、機関長、医師等を労働時間規制等の対象にするとともに、船長については、労使協定を締結し届け出ることにより、労働時間の上限規制の対象外にすることを認める(漁船は適用外)
【6】	休息时间規制に関する労使協定による例外	労使協定を締結し届け出ることにより、一定の場合において休息時間を3回以上に分割すること・6時間未満にすることを認める。(漁船は適用外)
【7】	船員の最低年齢	15歳から16歳に変更(ただし、漁船は15歳で最初の3月31日を終了した者)。
【8】	船内苦情処理手続	<p>船内苦情処理手続の整備等を義務付け。</p> <p>苦情を申し出た船員に対する不利益取扱を禁止。</p>

### 2. 旗国検査・寄港国検査の導入 (外航船舶が対象)

	改正項目	改正内容
【9】	旗国検査・証書の交付	<p>国際総トン数500トン以上の日本籍外航船に対する旗国検査の実施・海上労働証書の交付。</p> <p>旗国検査を実施する登録検査機関の登録・当該機関に対する監督。</p>
【10】	寄港国検査(ポートステートコントロール)	<p>外国籍船に対する寄港国検査(ポートステートコントロール)の実施。</p> <p>日本に寄港した外国籍船の船員による条約違反に係る苦情の申し出の対応。</p>

# 「改正船員法」施行スケジュール



# 省令改正（案）の概要〔その1〕

## 船員法施行規則の規定事項(案)

### 雇入契約の締結前の説明・成立時等の書面交付関係

### 船員法改正【1】関係

- ① **雇入契約の締結前に書面を交付して説明する事項**  
現行の明示事項に加え、災害補償等に関する事項及び送還に関する事項とする。
- ② **雇入契約の成立時等に船員に交付する書面の様式**  
一定の様式を定めなければならないこととする。〔様式のモデル（参考例）を検討中〕
- ③ **国際航海に従事する船舶において船内に備え置く書類**  
雇入契約の成立時等に船員に交付する書面の写しに加え、以下の書類を備え置かなければならないこととする。
  - ・ 上記②の様式が日本語又は外国語（英語を除く。）で作成されている場合 → その英語による訳文
  - ・ 交付される書面において労働条件に関する事項が労働協約・就業規則等で定められており、かつ、その部分が日本語又は外国語（英語を除く。）で作成されている場合 → その部分の英語による訳文

### 船員職業紹介機関等を利用した船員の雇入関係

### 船員法改正【2】関係

- ④ **外国における船員職業紹介事業等の適確性に関する基準**
  - ・ 条約締約国の場合  
→ 条約の要件に適合していることを当該締約国政府等が証明していること
  - ・ 条約非締約国の場合  
→ 条約の要件に適合していることを船舶所有者が確認していること〔確認方法の標準例を検討中〕

## 省令改正（案）の概要〔その2〕

### 給与明細書関係

### 船員法改正【4】関係

#### ⑤ 給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面の記載事項

給料・割増手当その他の報酬の額、控除の内訳、支払に係る通貨・換算率があらかじめ合意されたものと異なる場合はその通貨の種類・外国為替相場等とする。

### 労働時間規制等・休息時間に関する労使協定関係

### 船員法改正【5】・【6】関係

#### ⑥ 労働時間に関する規制等の船長等への適用

法改正において船長等を労働時間に関する規制等の対象とすることに伴い、省令においても同様に、施行規則第6章の関係条文について船長等を対象とする。

#### ⑦ 休息時間に関する労使協定の届出書等

協定の届出書の書式、協定の記載事項等を定める。

#### ⑧ 休息時間に関する労使協定が海員に適用される場合

特別の安全上の必要がある場合を、出入港時・狭水路通過時その他の場合において航海当直の員数を増加するときとする。

### 船内苦情処理手続関係

### 船員法改正【8】関係

#### ⑨ 船内苦情処理手続に定めるべき事項

苦情の申告方法や処理の体制、記録の作成・保管、申告者を支援する者等を定めることとする。〔作成例を検討中〕

#### ⑩ 船内苦情処理手続の対象

船員法等に規定する事項のほか、居住設備に関する事項等とする。

## 省令改正（案）の概要〔その3〕

### 船内の傷病の記録関係

船員法第81条関係

#### ⑪ 船員の傷病に関する記録

船内における船員の傷病について、一定の様式により記録しなければならないこととする。〔様式のモデル（参考例）を検討中〕

### 登録検査機関関係

船員法改正【9】関係

#### ⑫ 登録検査機関の登録の申請手続等

登録検査機関について、登録申請、検査業務規程の認可申請、検査員選任の届出、業務の休廃止の許可申請、帳簿の記載等の細目を定める。

## その他の関係省令の規定事項(案)

### 船内安全衛生委員会関係

船員法第81条関係

#### ① 船内安全衛生委員会の設置

- ・ 常時5人以上の船員が乗り組む船舶には、船内安全衛生委員会を設置しなければならないこととする。
- ・ 委員会では、船内作業による危害の防止や船内衛生の保持のための対策等について審議することとする。
- ・ 委員会についての記録を作成し、かつ、保存しなければならないこととする。

## 省令改正（案）の概要〔その4〕

### 船内の定期的検査関係

船員法第81条関係

#### ② 居住場所の衛生等の定期的な検査

- ・ 船内の居住場所・調理用器具・食料の貯蔵設備の衛生や食料・飲用水の貯蔵について、定期的な検査を実施しなければならないこととする。
- ・ 検査についての記録を作成し、かつ、保存しなければならないこととする。

### 調理担当者の教育関係

船員法第80条関係

#### ③ 調理担当者の教育

- ・ 船内で調理を担当する者に対し、あらかじめ定められた内容の教育を実施しなければならないこととする。〔運用の詳細については検討中〕
- ・ 船内で調理を担当する者は18歳以上とする。

### 旗国検査・海上労働証書関係

船員法改正【9】関係

#### ④ 法定検査の申請手続、海上労働証書の交付申請手続等

- ・ 法定検査について、検査対象外の船舶の範囲、申請手続等の細目を定める
- ・ 海上労働証書・臨時海上労働証書の申請手続等の細目を定める。